

# 経済産業省

20210611電委第1号  
令和3年6月14日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

「配電事業者に係る行為規制の詳細について（とりまとめ）」を踏  
まえた経済産業省令及び「適正な電力取引についての指針」の改正  
に関する建議について

令和2年6月に成立・公布された「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を  
図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第49号。以下  
「改正電気事業法」という。）により、配電事業者が電気事業法上に新たに位置  
付けられました。改正電気事業法上、ネットワーク事業を担う配電事業者につい  
て一般送配電事業者同様に中立性を確保する必要があるため、一般送配電事業  
者に係る行為規制に関する規定が配電事業者に全て準用されており、行為規制  
の詳細は経済産業省令に定めることとされています。そこで、電力・ガス取引監  
視等委員会は、配電事業者にかかる行為規制の詳細について議論を行い、「配電  
事業者に係る行為規制の詳細について（とりまとめ）」のとおり、その内容をと  
りまとめました。

ついては、別添の「配電事業者に係る行為規制の詳細について（とりまとめ）」  
を踏まえ経済産業省令及び「適正な電力取引についての指針」を改正することが、  
電力の適正な取引の確保を図るために必要があると認められることから、電気  
事業法（昭和39年法律第170号）第66条の14第1項の規定に基づき、貴  
職に建議いたします。